

情報開示ワーキンググループの論点等について

平成 23 年 1 月 7 日

鵜尾雅隆

1 論点

(1) 中央省庁、自治体が NPO 等に義務的に提出させることができる事業報告や財務情報について

- ・ IRS の FORM990 をイメージして、内閣府、各自治体に提出する財務情報の入力フォーマットの統一（全国統一。「NPO 会計基準」参照。）
- ・ 事業報告、財務情報について、オンラインで閲覧可能にするよう開示。[その際、全国一律の情報検索が容易となるよう配慮]→全認証法人 4 万をオンライン開示。
※上記実現に向けた具体的ステップの検討。

(2) 民間団体が独自に NPO 等の情報開示を促進する取組みについて

- ・ 個々の民間団体の独自性や創意工夫を活かしつつ、情報提供側の NPO 等の負担が軽減するために、上記 1 のオンライン行政公開情報とのリンケージを容易にする仕組みの検討や民間団体間での連携の促進。

(3) NPO 等の何等かの税法上の特典が付与されている団体（寄付控除のみならず）について、省庁が取得する事業・財務報告の開示についての基本的考え方をまとめ、「新しい公共」推進会議で合意、発信。

2 共通化すべき情報

(1) 基礎情報：極力アップデートが必要でない情報（名称、認証年月日（認定 NPO であるか否かの明記）、定款上の目的、活動分野、主たる事務所の所在地）

(2) 事業・財務情報：法令に定められて提出する事業報告・財務情報

※寄付者の情報については掲載しない。

以上